

申込先

西大寺緑花公園 体験学習施設 百花プラザ  
〒704-8117 岡山市東区西大寺南一丁目2番3号  
電話 086-944-8716

■使用の申し込みについて

(1) 申込受付時間

午前9時から**午後6時まで**です。

(2) 申込受付開始時期

多目的ホール <b>全面使用</b> (多目的ホールと同時に使用する 場合の研修室を含む)	開催準備に相当の日 数を要する催し物	希望する日の <b>6ヶ月前</b> の月初から原則3日 前まで受付。(月始めが休館日に当たるとき は、その日後に開館する日) (例)希望日8月24日…受付開始日2月1日
	<b>それ以外の催し物</b>	希望する日の <b>2ヶ月前</b> の月初から原則3日 前まで受付。(月始めが休館日に当たるとき は、その日後に開館する日) (例)希望日4月15日…受付開始日2月1日
多目的ホール <b>部分使用</b>		
<b>研修室</b> (多目的ホール以外の部屋)		

※百花プラザ及び岡山市の行事・イベント等で受付のできない日がございますので、ご了承ください。

(3) 申込方法

来館のうえ、専用パソコンで必要事項を入力し、使用許可を受けると同時に利用料(基本利用料・冷暖房料等)を納めてください。

郵便・電話・FAX等による申し込みは受付できません。

●(公財)岡山市公園協会屋内施設利用者にご登録いただくと、施設利用申込時の申請入力時間が短縮できます。

(4) 受付の順位

先着順です。

また、申込受付開始日の午前9時までに**来館された方**(午前8時50分に開館)で同一日時・施設の使用希望が2件以上の場合、協議又は抽選とします。

●申込受付開始日以前に申込内容を専用パソコンで入力することができます。

詳しくは、百花プラザ管理事務所までお問い合わせ下さい。

(5) 使用できる時間等

午前9時から午後9時までです。

※使用時間には、準備・片付けの時間を含みます。

(使用時間の10分前にお開け出来ます)

●連続して使用できる期間

原則として、連続4日間までです。ホワイエ及び談話ホールを展示の目的で使用する場合は7日間まで使用できます。

●使用できる回数

同一団体・個人が使用できる日数は、原則として月8日までです。

(6) 変更について

次の各項に該当する場合は、使用変更の申請をすることができます。

○使用施設・使用時間・使用日の変更を申請する場合。

○不可抗力(天候等)により使用できない場合。

○施設の管理の都合により使用ができない場合。

(使用施設・使用時間の変更)

・使用許可後、使用施設・使用時間を変更しようとするときは、使用日の3日前までに来館の上、変更手続きをしてください。

・変更は、1予約に対して1回限り可能です。

※新たに使用変更許可書を発行しますので、変更前のものをご持参ください。

※利用料に不足を生じた場合は追徴し、過納の場合は還付いたしません。

(使用日の変更)

・使用許可後、使用日を変更しようとするときは、多目的ホール(全面)(開催準備に相当の日数を要する催し物)は使用日の2か月前まで、研修室等は使用日の7日前までに来館の上、変更手続きをしてください。

(ただし、競合し当選した場合は除く)

・日程変更の申請を行う場合、申請可能月の初日(初日が休館日に当たるときは、その日後に開館する日)の翌日からとします。

・日程変更の申請は、当初使用予約月の11か月後の末日までとします。

・変更は、1年度で1団体につき2回に限り可能です。

※新たに使用変更許可書を発行しますので、変更前のものをご持参ください。

※利用料に不足を生じた場合は追徴し、過納の場合は還付いたしません。

(7) 還付について

・還付の申請をすることができます。

・使用許可後、利用料の還付をしようとするときは、多目的ホール(全面)(開催規模に相当の日数を要する催し物)は使用日の3か月前まで、研修室等は使用日の1か月前までに来館の上、還付手続きをしてください。(ただし、競合し当選した場合は除く)

※事前に連絡の上、使用許可書、レシート、印鑑をご持参ください。

(8) 使用許可の制限・取り消し等

次の各項に該当する場合は許可しないことがあります。また、すでに許可している場合でも条件を変更・取り消すことがあります。

○使用する者が公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

○施設の管理に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

○許可の条件に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。

○関係機関等及び管理者の指示に従わないとき。

○無許可で物品販売、火気使用または指定場所以外で喫煙したとき。

○その他、施設の管理上の必要によりやむを得ないとき。

○岡山市公園協会理事長が特に適当でないと認めるとき。